

## 西平井・鱒ヶ崎地区、鱒ヶ崎・思井地区土地区画整理事業に係る 字の区域及び名称の変更方針について

西平井・鱒ヶ崎地区、鱒ヶ崎・思井地区については、土地区画整理事業により幹線道路等が整備され、新しい区画に併せた、字の区域及び名称の変更が必要となることから、手続を開始します。なお当該地区の事業完了時期は平成28年度を予定しています。

### <字の区域について>

区域割については、過去本市において実施してきた字区域の変更方針と同様に、将来にわたって変更されることのない公共地物を境界とします。当該地区においては、つくばエクスプレス、流山線、都市計画道路並びに現行の字の区域、隣接する運動公園周辺地区について考慮の上、区画割を行うものとします。

### <字の名称について>

従前の字の名称変更において、そこに住んでいる地域住民の慣れ親しんできた名称を尊重して設定してきたため、今回も従前の字の名称を使用し、丁目を付すこととします。

なお、地元説明会における地元住民の意見を考慮した行政区域制度審議会の答申内容を踏まえて成案（最終案）を作成します。